（旧国民年金法による障害年金受給者等に係る障害年金生活者支援給付金の支給要件に関する規定等の読替え）

第三十一条　法附則第十二条の規定により適用するものとされた法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項	裁定の請求	裁定の請求（附則第十二条の規定により障害基礎年金とみなされた同条に規定する政令で定める年金たる給付を受ける権利の裁定の請求を含む。）
第十六条	給付基準額（国民年金法第三十条第二項に規定する	給付基準額とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる障害を支給事由とする年金たる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定において、
	一級	一級（第三号に掲げる障害基礎年金であって職務上の事由によるものにあっては、一級又は二級）
	障害基礎年金	当該年金たる給付
	）とする。	とする。 一　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において「旧国民年金法」という。）による障害年金　旧国民年金法別表 二　昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金　旧厚生年金保険法別表第一 三　昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この号において「旧船員保険法」という。）による障害年金　旧船員保険法別表第四

（法附則第十三条に規定する政令で定める退職を支給事由とする年金たる給付）

第三十二条　法附則第十三条に規定する退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

二　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。第三十四条第二号において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

（法附則第十二条に規定する政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付）

第三十条　法附則第十二条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　旧国民年金法による障害年金

二　旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

三　旧船員保険法による障害年金（職務上の事由によるものについては障害の程度が旧船員保険法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する者に支給されるものに限り、職務外の事由によるものについては障害の程度が同表の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

第三条第二号		
第十一条	第三条	同法第五条第二項に規定する保険料免除期間を含み、同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないこととされた保険料に係る期間を除く。）の月数の六分の一に相当する月数（同法第五条第四項に規定する保険料四分の一免除期間に相当する月数と同法第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。以下この号において同じ。）とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数を四百八十を限度とする。）を四百八十	旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含む。）の月数の六分の一に相当する月数を前号の表の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数
	年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第二十九条の規定により読み替えられた第三条	

昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十